



岡崎市美博ニュース
【アルカディア】

Alcudia

O C N | K I T Y E | A M Z U S W | A S E K U M S

VOL.37



岡崎市指定文化財
梔子文推朱香合 門前町・隨念寺

文化財特集

エッセイ

私たちの最高の国宝

岡崎市文化財保護条例制定50周年

テーマ展「文化財 — 守り、伝える」

「三河念仏の源流 — 高田専修寺と初期真宗」
— 関連催事の記録 —



岡崎市美術博物館

私たちの最高の国宝

館長 芳賀 徹

「文化財」とくに「重要文化財」や「国宝」という言葉は、私たちにとって格別の重いひびきをもっている。

本館や他館で展覧会を見ていて、並んでいる仏像や墨蹟や抹茶茶碗、あるいは近代絵画の作品でも、どれかに国指定の「重要文化財」とのしるしがついていると、とたんにその作品が有難味を増し、一段と注意深くのぞきこんでみたくなる。各地を旅して、神社や仏閣や古城を訪ねたときも、その建造物や城址が国宝や重要文化財に指定されているとあれば、私たちは一層の讃嘆と敬愛の念をこめて、「なるほどな」ともう一度それらを仰ぎ見る。それだけに、いい作品だ、すばらしい建造物だと感心して見たものが、実は重要文化財になっていないと知ったりすると、どうしてだろうとあやしみ、自分の鑑賞能力をふと疑ってみたりまでする。

ことほど左様に、「重要文化財」の指定は、私たちの鑑賞の心理にまで及ぶインパクトをもっているようだ。

それならば、どうして日本の古典文学の作品については、「重要文化財」の指定が考えられていないのだろう。私は昔からそのことを不思議に思っていた。

たしかに、現行の「文化財保護法」では、建造物、絵画、彫刻、工芸品、書籍、典籍、古文書その他の「有形」の文化的所産で「我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの」を文化財とすると規定されている。その他にも、衣食住、生業、信仰、年中行事などにかかわる風俗習慣、民俗芸能、民俗技術で、「我が国民の生活の推移の理解のために欠くことのできないもの」は「民俗文化財」とする、という規定もある。さらに、古墳、城跡、庭園、橋梁、その他に自然の「名勝地」は、「記念物」とか「文化的景観」として指定するとの項目もある。

なるほど、文化財とは、「財」の字の本来の意味が、漢和辞典によれば「金銭や穀物などの価値あるものの総称」であり、「人ノ宝トスル所ナリ」とあるから、どうしても形ある財宝でなければならない。眼で見、手で触ることのできる「物」こそが貴いらしい。桃太郎が鬼ヶ島からとり返してきた珊瑚や宝石の類か。ポチが「ここ掘れワンワン」と吠えて、掘ったれば出てきた「大判小判がザクザク」の類の財宝こそが、まず第一らしい。

だが「文化財保護法」の文化財の定義第二項には、さすがに、「無形文化財」として、「演劇、音楽、工業技術その他の無形の文化的所在で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの」との文言がある。「文化的所在」とは、他で見かけたことのない奇妙で意味不明瞭な役所用語だが、それでもこの項のあることによって、ほっと安心する。

だが、またすぐに不審に思う。「無形」と定義し、「我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの」と説明しながら、なぜそのなかに文学古典のテキストそのものが含まれていないのだろう。なぜ「古今

和歌集」や『源氏物語』、あるいは『おくのほそ道』や夏目漱石『吾々輩は猫である』や森鷗外訳『即興詩人』などの作品そのものが、国宝や重要文化財に指定されていないのだろう。あれこそ「我が国にとって歴史上また同時に芸術上」最高の価値のある「無形文化財」に他ならないではないか。

先日、「源氏物語千年紀」を記念して京都市文化博物館で開かれた「源氏物語展」は、徳川美術館や五島美術館の国宝『源氏物語絵巻』こそ所蔵者の都合で出品はされなかったが、他に『紫式部日記絵巻』や藤原道長の『御堂関白記』、藤原定家自筆の源氏物語写本等々、国宝、重要文化財の類がひしめいて、みごとに充実した展覧会だった。老若男女の来館者が連日大群をなして、息苦しいほどの館内だった。

しかし、あれらの「有形文化財」も、紫式部作の『源氏物語』という世界最高の「無形文化財」があつてこそ、それにかかわって成り立っている文化財に他ならない。『おくのほそ道』にしても、芭蕉自筆の原典ももちろん貴重だが、それにもましてあの文章と俳諧そのものが国宝である。いや、世界文学上にはそのテキストこそが、宝玉である。

私たちは重要無形文化財のなかに、「演劇、音楽、工芸技術」の類ばかりでなく、文学の古典そのものをも加えよう。「財」の一字にとらわれることなかれ。私たちの精神生活に直接に強く深く働きかける高い美しい精神の所産こそが最高の国宝であろう。

と、ここまで書いてきてみれば、その精神史上の国宝は、なにもあらためて文化庁に国宝指定を仰ぐ必要はなさそうだ。日本文学史上、なにを国宝や重要文化財にするか、いろいろ品定めしてみることは面白いだろうが、それは私たち各自が勝手にやればよいことだ。なによりも大事なのは、岩波や小学館の版であろうが、新潮社のものであろうが、日本古典文学全集として出版されている作品群をあらためてとり出して、ゆっくりとその精神の国宝に入りこんでいて、私たちの日本人としての存在の深奥がこれらの作品によってこそつちかわれていることをしみじみと感じとればよいのである。

源氏物語千年紀委員会では、これから11月1日（『紫式部日記』に源氏物語のことが言及されている旧暦の日付）をもって「古典の日」と定めることを提唱している。『源氏物語』や『おくのほそ道』の読書こそが、いまの日本人の心の枯渇を救い、世界に向かっての私たちの文化的発信の能力を高め豊かにしてくれるにちがいない。



湊山東照宮

岡崎市文化財保護条例制定50周年

学芸員 堀江 登志実

本年は岡崎市文化財保護条例が制定されて50周年になります。当館では、これを記念してテーマ展「文化財一守り伝える」を開催いたしますが、ここでは同条例による文化財指定のあゆみをたどってみたいと思います。

岡崎市内の貴重な文化財を指定して保護を図るための文化財保護条例が制定されたのは昭和33年4月1日です。それを機に市内に所在する文化財の調査が行われるようになり、遺跡・古墳の発掘調査が昭和34年から44年にかけて数多く実施されています。北野廃寺跡の調査には、当時奈良国立博物館長であった石田茂作氏、館員の稲垣晋也氏のほか、岡崎工業高校があたりました。岩津第一号古墳の調査には岡崎市文化財保護審議会委員池上年氏のほか、岩津高校が協力しています。当時の発掘調査作業には、高等学校や市内中学校の生徒の協力があつたことは特筆大書すべきことでしょう。

遺跡・古墳以外の文化財調査も活発に行われようになります。石田茂作博士を中心に文化財保護審議会の委員が全市の神社仏閣などを調査、昭和33年から36年にかけて、絵画・工芸・彫刻・考古部門など、同37年から38年にかけては史蹟・天然記念物部門、42年には池上年氏を中心として石造建造物部門、それぞれ部門別に調査が進められました。

文化財調査の指導者であった石田茂作氏は仏教考古学の研究者です。岡崎市矢作町生まれで、東京高等師範学校国語漢文科卒、愛知第二師範学校を経て、帝室博物館鑑査官・東京国立博物館学芸部長を歴任、当時奈良国立博物館館長を勤めていました。古代寺院跡・古瓦・仏具・仏像・経塚など広範囲にわたる研究で知られています。

以上のような発掘・調査の結果・成果として市による文化財指定が行われました。岡崎市文化財保護条例による最初の指定は昭和35年3月10日です。昭和33年4月1日の条例制定から約2年を経ました。このときには建造物1、絵画21、彫刻3、工芸8、書籍7、歴史1の計41件が指定されています。このときの指定は、昭和30年合併の岩津地区・矢作地区を含まず、旧市街地の指定物件に限られたようです。このために、同年6月、岩津地区の11件、翌36年3月には矢作地区の30件の文化財が追加指定されています。

最初の指定が、地域的に限定されたことについて、石田氏は全市的に一括で指定することを望んでいたようですが、昭和35年1月25日付、岡崎市教育長から石田茂作氏宛ての文書によると、教育委員会側は文化財保護審議会の市民への周知と次年度予算要求のため、昭和35年度内における早急の指定を要望していたことが知られます。石田氏もそれを了解したようですが、文化財の指定には十分な調査のための時間と費用がかかったわけです。

なお、昭和36年3月の矢作地区の文化財指定には、『矢作町史史料編』（昭和36年4月刊行）の編纂過程で得られた情報が活かされていることはいうまでもありません。同書は昭和27年に編纂委員会が結成され、同年から34年1月にかけて矢作町に散在する文化財の調査が石田茂作氏の指導で編集されており、その精度は現在においても定評があります。



石田茂作博士

昭和33年の文化財保護条例制定を契機に、指定文化財が選定され、文化財保護の気運が高まってきましたが、昭和45年時の指定文化財は、国・県・市を合わせて171点に及びました。岡崎市は昭和45年には文化庁から「文化財愛護モデル地区」の指定を受けます。当時の郷土館報（創刊号）によると、「岡崎市は京都、奈良、大津、鎌倉に次いで、文化財の豊かさを誇り、現在国指定二十二件、県指定二十三件、市指定百二十六件を数えている。市は四十六年度にかけ、二か年にわたって幅広い文化財愛護活動の推進を行うわけだ。」と記されています。

こうした文化財保護への当時の意識の高まりは、昭和43年11月の岡崎地方史研究会結成、昭和44年4月1日の岡崎市郷土館開館にも現れています。郷土館の設置により、館内には古墳から発掘された土器などの出土品、古文書、民具などが陳列され市民の文化財意識を高める上で大きな役割を果たしました。現在も続いている文化財移動教室もこの昭和45年の文化財愛護モデル地区指定を契機にはじめられているようです。

指定文化財の数はその後も増え、昭和52年9月から始まった新編岡崎市史編さん事業による調査結果、さらには平成14年～15年にわたる愛知県史文化財部会による滝山寺の調査結果などは指定作業の上でも活用されることになりました。平成18年の額田町との合併では、同町の指定文化財はそのまま岡崎市の文化財に編入され、岡崎市所在の指定文化財数は28点が増えました。不幸にも昭和63年の上佐々木町上宮寺の火災により同寺所蔵の文化財も焼失し、指定文化財6件が指定解除となることもありましたが、現在、国・県・市指定文化財の総数は315件となっています。その数は県内では名古屋市に次いで2番目に多い数値となっています。

最後に、昭和63年の上宮寺火災による文化財焼失を契機に大切な文化財を守るべきだとの意見により、市側で文化財収蔵庫の建設が考えられ、それが現在の岡崎市美術博物館の建設となったことを付記しておきたいと思います。現在、当館では寄託制度を設けて貴重な文化財を預かり、保存環境の良い収蔵庫で保管することにより市内の文化財を守る活動を行っています。

テーマ展「文化財―守り、伝える」

学芸員 堀江 登志実

本年は、昭和33年(1958)4月1日の岡崎市文化財保護条例制定から50周年の年にあたります。同条例は市内に所在する貴重な文化財を後世に守り伝えるために制定されたものです。当館では同条例制定を記念してテーマ展「文化財―守り、伝える」を7月19日から9月28日まで開催します。ここでは同展の概要について紹介しましょう。

I 市内に所在する指定文化財

岡崎市文化財保護条例は文化財を市が指定することにより保護を図るもので、国の指定文化財は文化財保護法(昭和25年制定)、愛知県の指定文化財は愛知県文化財保護条例(昭和30年制定)によります。これらの法と条例による岡崎市内に所在する指定文化財は、国指定29件、県指定37件、市指定249件、合計で315件あります。国登録の文化財3件を含めると、318件があります。これらの文化財は、建造物(31件)、絵画(71件)、彫刻(56件)、工芸品(54件)、書籍・典籍(21件)、考古資料(4件)、歴史資料(4件)、無形民俗文化財(6件)、有形民俗文化財(9件)、史跡(30件)、天然記念物(32件)に分類することができます。I部では、市内に所在する指定文化財をこれらの分野ごとに主なものを約60件展示します。

指定文化財はその地域の歴史の一端を物語っています。たとえば、最も数の多い絵画分類には真宗文化の一つである絵伝が9件含まれています。絵伝には「善光寺如来絵伝」、「聖徳太子絵伝」、「法然上人絵伝」、「親鸞上人絵伝」の4種類があ

りますが、これらは日本への仏教伝来から聖徳太子、法然、親鸞に至る真宗の歴史を画面により展開するものです。真宗地帯である西三河、なかでも岡崎市にはこの絵伝が集中して残されていることは、当地域が真宗布教の上で中心的な役割を担ったことを物語っています。今回の展示では舳越町願照寺の親鸞上人絵伝、保母町勝鬘寺の聖徳太子絵伝が展示されます。

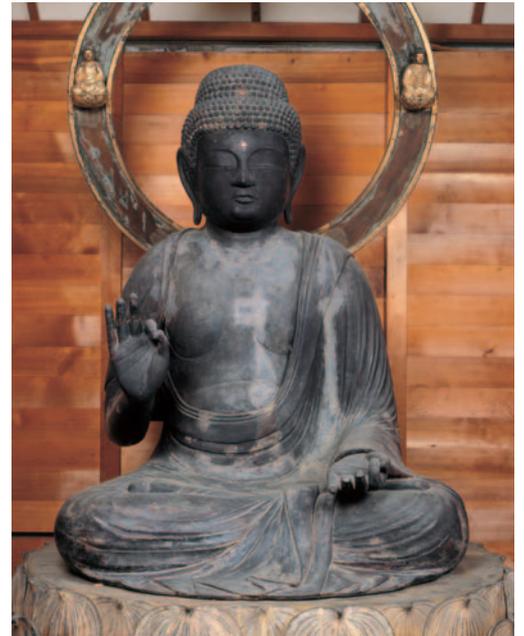
また、絵画をはじめ、建造物、彫刻、工芸品、書籍・典



市指定 十王図(閻魔王)
中島町・崇福寺



県指定 岩津第1号古墳出土品 須恵器



県指定 阿弥陀如来坐像 福岡町・土呂八幡宮

籍など多くの分野に共通するのですが、松平・徳川氏との歴史的関係も当地域の一大特色です。今回の展示品だけでも、勢誉上人像(鴨田町・大樹寺)・松平清康像(門前町・随念寺)・超誉上人像(岩津町・信光明寺)のほか太刀銘正恒(滝町・滝山東照宮)などの関係品があります。ご存知のように岡崎市は徳川家康の生誕地であり、家康が天下取りの足固めをした地です。さらに、その先祖である松平氏の居点でもありましたので、松平・徳川氏建立の寺社が多くあります。なかでも、松平・徳川氏建立に関わる建造物は多く、国指定の重要文化財のみでも信光明寺観音堂、大樹寺多宝塔、伊賀八幡宮社殿、六所神社社殿、滝山東照宮社殿があります。重要文化財の建造物は市内でこの5件を含め13件ありますが、その数は県内では岡崎市が名古屋市の10件を抜いて一位を占めており、歴史的建造物の多さも特色といえましょう。

このほか、松平氏が台頭する以前の足利氏との歴史的関係を示す総持寺文書、宿場としての歴史資料である藤川宿伝馬朱印状、伊勢の寂照寺の画僧であった月僊が岡崎の随念寺に来参して画いたとされる絵画類などが展示されます。

II 文化財の修理・保存

II部では文化財の修理、その方法、保存のための取り扱いなどについてパネルなどで紹介します。

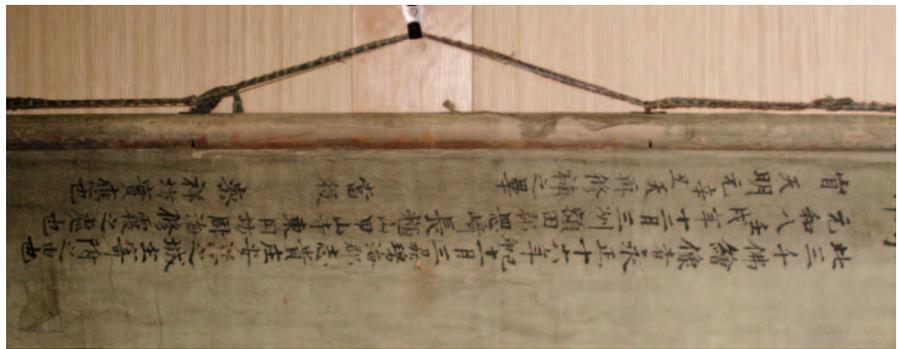
修理で一番多いのが軸物などの裏打ちに関わるものです。写真1は上和田町浄珠院の法然上人絵伝(第一幅)の修理前、写真2が修理後です。修理前の状態は、本紙に穴が開き、横折れの損傷がはげしいのがお分かりいただけるかと思います。

修理は古い裏打ちを剥がして新しいものに取り替えることが基本作業です。本点の場合、本紙の横折れによる損傷を防ぐための折れ伏せも施されました。

今回の展示では、浄珠院の法然上人絵伝のほか、大樹寺の障壁画襖絵の修理工程をもパネルで紹介しています。大樹寺が安政4年(1857)再建された折、復古大和絵師の冷泉為恭が大方便に描いた障壁画は約150年がたち、損傷、染み、カビなどができたために6ヵ年計画で修理されることになりました。ここでは、平成19年度に修理されたものを例に、本紙の裏打ち工程のほか、骨縛り・胴張り・糞掛け・糞縛り・浮き掛けの下地工程などをパネルで紹介しています。

現在に文化財が伝わる上で江戸時代の修復は大きな意味を持っています。室町時代の絵画は必ず江戸時代に一度ないし二度の修理を経て現代に伝わっています。江戸時代の修理がなければ、室町時代の絵画は現在に伝わらなかったと言っても過言ではないでしょう。その修理を施したことを後世に伝えるための墨書が軸裏に記されることがよくあります。本展では、その例として六供町甲山寺の三千仏図と慈恵大師像の例を紹介します。

甲山寺の三千仏図には軸裏に墨書銘があり、それによると



三千仏図 修理銘 六供町・甲山寺

室町時代の永正16年(1519)に安城城主(松平信忠)により同寺に寄附されたものであり、江戸時代の元和8年(1622)、天明元年(1781)の2回にわたり修理が施されていることが記されています。また、慈恵大師尊像は最近修理されているようですが、新しく表装された軸裏に江戸時代の修理銘を切り取り貼付してあります。これによると、本図は伊勢桑名城主松平定重の息子たちが大檀那となって武運長久を祈願して表具して元禄元年(1688)に寄附されたものを、文化10年(1813)に修理されたことが記されています。

なお、修理銘には、修理の年月のほかに修理の施主と目的が記されることがあります。I部で展示された滝町の萬松寺の持鉢釈迦如来画像は裏書修理銘に、岡崎両町の住人清水次郎十が「一月禅心法師安貞寿康比丘尼」の菩提のために表装したことが記されます。江戸時代の修理は、寺院宝物の場合、檀家が施主となり一族の菩提を弔うために修理するという、多分に信仰心に支えられていたことに特徴があるといえましょう。

修理の際に新たな発見がある場合があります。たとえば、浄珠院の法然上人絵伝の場合もその例です。修理の時に表具を剥がした軸木から墨書が発見され、享保14年(1729)に京都の表具師金田利兵衛によって表装(修理)されたことが判明しました。軸木に表装の年月、表具師を記すことはよくあります。

普段は見るできないのですが、修理による表具を解体した時に判明するわけです。

このように、文化財の修理は後世に伝えるためには必要不可欠のものであり、また、文化財の歴史資料情報を入手できるまたとない機会でもあるわけです。

このほかII部では、岩津第一号古墳出土品である飛禽鏡・環頭太刀柄頭など考古資料の保存処理、伊賀八幡宮社殿の檜皮葺き替えの保存処理なども紹介します。なお、II部では修理ともに、文化財の保存方法についても紹介します。箱などの収納方法、文化財の害虫への対処、湿度・照度などの保存環境などについて具体的な方法を紹介しますので、個人宅での軸物の保存方法などにご参考いただければと思います。



写真1 市指定 法然上人絵伝 修復前



写真2 市指定 法然上人絵伝 修復後

「三河念仏の源流

—高田専修寺と初期真宗—

—関連催事の記録—

4月26日から5月25日まで開催された特別企画展「三河念仏の源流—高田専修寺と初期真宗—」の開催期間中には、三河真宗の歴史と文化をより深く理解して頂くために、講演会、シンポジウム、茶会など様々な催しを行いました。ここではその一端をご紹介します。

5月4日(日・祝) 講演会「三河念仏の源流をさぐる」

愛知教育大学名誉教授 新行紀一氏

『新編岡崎市史 中世』の編纂などに携われ、三河中世史・真宗史の権威である新行氏の講演会には、多くの聴講希望者があり、そのお話に熱心に耳を傾けていました。講演では、東泉寺本「三河念仏相承日記」を中心に、三河の念仏の起源から三河真宗のはじまり、真佛・顕智の布教活動、念仏勧進を行った矢作薬師寺の存在、矢作宿の遊君など「相承日記」の名帳部分に連なる人々、念仏勧進の方法などについて解説され、続いて様々な交名帳をはじめ、『存覚袖日記』、光明本尊など多くの史料に基づいて三河の初期真宗の発展において活躍した多様な門流についてお話を頂きました。



5月18日(日) シンポジウム「三河念仏の響き」

パネリスト／同朋大学専任講師 安藤 弥氏 演題：「『三河念仏相承日記』の歴史的背景」
安城市歴史博物館学芸員 天野信治氏 演題：「太子・善光寺と法然・親鸞の絵伝」
愛知県立大学非常勤講師 湯谷祐三氏 演題：「慈円の夢と親鸞の夢 —聖徳太子の夢告をめぐって—」
コーディネーター／龍谷大学非常勤講師 安藤章仁氏 当館学芸員 浦野加穂子

まず3人のパネリストの方々にそれぞれ20分程度、各演題について発表を頂き、休憩の後、歴史、美術、国文学の各立場から「三河念仏相承日記」と「中世における夢の役割」について対談を行い、その後聴講者との質疑応答が行われました。安藤氏は東泉本「三河念仏相承日記」の評価を行なうとともに、その成立と歴史的背景について、他の様々な史料との比較検討、そして真佛・顕智らの矢作薬師寺での念仏勧進(建長8年/1256)と「相承日記」成立(貞治3年/1364)までの約100年間の歴史認識の相違や初期真宗門流の視点に基づいて再検討を行う必要があること、また「相承日記」は多様な論点が導き出せる魅力的な史料であるが、「三河念仏の源流」=初期真宗門流の世界については、荒木門流の問題なども含め総合的に議論すべきであることを述べられました。天野氏は、三河に多く伝来する古い聖徳太子・善光寺如来・法然

上人・親鸞聖人の絵伝について、従来四種で一組のストーリーであるとされているが、太子・善光寺如来絵伝は絵堂などの障壁画の影響を受けて、法会などでその空間を再現するために生じたものであり、一方法然伝・親鸞伝は絵巻から始まり、掛幅絵伝へ発展したとの見解を発表されました。湯谷氏は親鸞、慈円それぞれの聖徳太子の夢告について解説され、その上で六角夢想の時期を、覚如が建仁3年(1203)とした理由は、慈円の建仁3年の夢告に関連づけ、門跡寺院である青蓮院との関係を築く政治的意図があったとする見解を示されました。続くシンポジウムでは、「相承日記」については、名帳や矢作宿の遊君などの問題について意見が交わされ、また「中世における夢の役割」については、中世の人々にとって夢は将来の指針を示す神仏などからの重要なメッセージであり、一方では政治的な意図をも持って形作られるものとの意見がありました。



5月24日(土)・25日(日) 真宗高田派本山専修寺伝来 宗旦古流茶会

専修寺には、宗旦古流そうたんこりゅうと呼ばれる流儀の茶が伝えられています。この茶は江戸時代中期、専修寺第17世円猷上人の時に、当時京都別院内の北之坊の長雲至道が伝えたと言われ、至道は大徳寺の自笑に千宗旦の流れをくむ茶を習ったとされています。宗旦古流は、歴代の専修寺法主が家元を務め、専修寺の広大な庭園の中には茶室安楽庵あんらくあんがあります。

本茶会では、当館セミナールームに安楽庵を模した茶席を設け、解説と点前合わせて約40分の茶席を、24日は5回、25日には2回、各定員24名にて行ないました。通常は講演会等を行うセミナールームに、安楽庵からの専修寺庭園の眺めをプリントした壁紙を背景に、舞台上に板間や畳、床の間をしつらえしました。参加者のうち4人は舞台上の本席に上って頂き、その他の皆様には客席にて、宗旦古流の点前を半東はんとう(補佐役)による解説とともに御覧頂きながら、静謐な雰囲気の中で参加者全員に抹茶と本茶会特注のお菓子をご堪能頂きました。



5月25日(日) 講演会「三河の真宗美術について」

元龍谷大学教授 平松令三氏



展覧会の最後を飾るのは、元龍谷大学教授で、前高田本山専修寺宝物館の主幹であり、今回の展覧会の開催に多大なご尽力を頂いた平松氏の講演会でした。講演では、真宗美術の宝庫である三河地方に伝わる数々の資料をもとに、真宗特有の光明本尊や親鸞聖人自筆の名号の特徴、親鸞伝の伝絵から絵伝への変化、そして親鸞聖人絵伝の中でも現存最古の岡崎・妙源寺本や他に例を見ない場面がある豊田・如意寺本の特色など三河の真宗美術の魅力について幅広くお話ししました。

本展覧会は、5月25日をもって無事閉会致しました。しかし借用した貴重な法宝物を各所蔵者の元にお返しするまでは展覧会が終了したとはいえません。今回の展示の中心を成した真佛・顕智上人坐像も本山専修寺(三重県津市)における大恩会だいおんえ(4月18日～20日)、そして当館の展覧会と長い旅を終えて無事本寺専修寺(栃木県芳賀郡)に安置されました。

本展の開催においては、多くの関係者の皆様にご協力を賜りました。また開催期間中には多くの方々にご来場頂きました。この場を借りて厚く御礼申し上げます。



《顕智上人坐像》
重要文化財
栃木県・専修寺

INFORMATION

■展覧会スケジュール

2008年7月19日(土)～9月28日(日)

文化財 — 守り、伝える

岡崎市文化財保護条例制定50周年にあたり、岡崎市における文化財保護行政のあゆみをたどるとともに主な指定文化財を展示します。さらに、現在における文化財行政の修復、保存、活用についても市内の文化財を例に活動の一端を紹介します。

2008年10月11日(土)～11月16日(日)

石山寺の美 — 観音・紫式部・源氏物語

本年は『源氏物語』が読まれ始めてから一千年を迎える記念の年です。このたび当館では観音のみでとて古くから信仰があつて、源氏物語ゆかりのお寺としても有名な滋賀県の石山寺から、普段は目にすることができない寺宝を一堂に集めて公開する機会にめぐまれました。展示は観音信仰と源氏物語をテーマに構成され、国宝、重要文化財、特に仏像や仏画、聖教類や縁起絵巻などが一堂に出品されます。是非この機会に石山寺の歴史と『源氏物語』の世界をたっぷりお楽しみください。

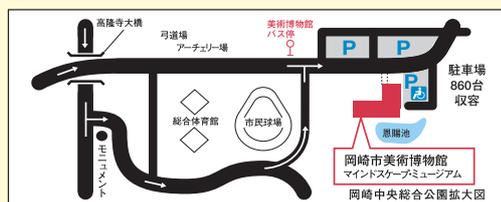
サタデー・ナイト・シアター

第2土曜日 SF特集を開催します。

7～10月の第2土曜日・午後6時～ 鑑賞無料 先着70名 当館セミナールーム

- 開館時間／午前10時～午後5時(10月～5月)
午前10時～午後6時(6月～9月)
〈入館は閉館時間の30分前まで〉
- 休館日／毎週月曜日(祝日に該当する場合は、その翌日以後の休日でない日)
年末年始(12月28日～1月3日)
※展示替えのため臨時休館することがあります。

- ◎公共交通機関／名鉄東岡崎駅バスのりば②から25分、
(名鉄バス) 「中央総合公園」行「美術博物館」下車徒歩3分
- ◎タクシー／名鉄東岡崎駅から約15分
JR岡崎駅東口から約25分
- ◎自家用車／東名高速道路・岡崎ICから約10分



OKAZAKI CITY MUSEUM



【岡崎市美博ニュース／アルカディア】

●Arcadia 第37号 ●2008年7月発行 ●編集・発行 岡崎市美術博物館(マインドスケープ・ミュージアム)

岡崎市美術博物館 〒444-0002 愛知県岡崎市高隆寺町峠1 岡崎中央総合公園内
TEL0564-28-5000(代表)

ホームページ <http://www.city.okazaki.aichi.jp/museum/bihaku/top.html>

